



発行 東京都

目次

4

規則

- 東京都密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則……………(都市整備局市街地整備部防災都市づくり課)……………一
- 東京都建築基準法施行細則の一部を改正する規則……………(都市整備局市街地建築部調整課)……………一
- 東京都建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則……………(同)……………二
- 東京都高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則……………(同)……………三
- 東京都都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則……………(同)……………四
- 都市再生特別措置法に基づく都市再生安全確保計画に係る特例措置に関する事務施行細則の一部を改正する規則……………(同)……………四
- 東京都建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則の一部を改正する規則……………(同)……………六
- 東京都長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則……………(住宅政策本部民間住宅部計画課)……………七

規則

東京都密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和六年二月二十九日

●東京都規則第七号

東京都密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

東京都知事 小池 百合子

東京都密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行細則(平成十一年東京都規則第百五十九号)の一部を次のように改正する。

第二条中「經由しなければならぬ」を「經由することができる」に改める。

附則

この規則は、令和六年三月一日から施行する。

東京都建築基準法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和六年二月二十九日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第八号

東京都建築基準法施行細則の一部を改正する規則

東京都建築基準法施行細則(昭和二十五年東京都規則第百九十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「又は東京都支庁長(以下「支庁長」という。)」を削り、同条第二項を次のように改める。

2 前項に規定する所在地が島しょ地域である場合にあつては、当該所在地を管轄する東京都支庁長(以下「支庁長」という。)を經由することができる。

第二条第四項を削る。

第六条中「建築物等の確認等」を「第二条第二項の規定により支庁長を經由して行われる建築物等の確認等」に、「申請に係る建築物等の所在地を管轄する」を「經由に係る」に改める。

第二十八条第一項に後段として、次のように加える。

閲覧所における規則第十一条の三第一項ただし書の規定により図書とみなされる記録の閲覧についても同様とする。

第二十九条中「概要書等を」を「閲覧所において概要書等を」に改め、「する者」の下に「(前条第一項後段に規定する閲覧のみをしようとする者を除く。)」を加える。
第三十条を次のように改める。

(閲覧所外の閲覧禁止)

第三十条 前条の建築(築造)計画概要書等閲覧申込票、定期報告概要書閲覧申込票又は指定道路調書閲覧申込票を提出して行う概要書等の閲覧は、閲覧所外の場所ですることができない。

第三十五条の次に次の一条を加える。

(電子申請に係る特例)

第三十六条 規則又はこの細則の規定により、申請書、届出書又は報告書(以下「申請書等」という。)の正本及び副本を提出することとされる申請等が情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成十四年法律第五十一号)第六条第一項又は東京デジタルファースト条例(平成十六年東京都条例第四百七号)第六条第一項の電子情報処理組織を使用する方法(以下「電子申請」という。)により行われた場合において、申請書等のうち一通に記載すべき又は記載されている事項を入力したときは、その他の同一内容の申請書等に記載すべき又は記載されている事項の入力がなされたものとみなす。

2 規則又はこの細則の規定により、申請書等の副本を添えて建築主事又は知事が行うこととされる通知に係る申請等が電子申請により行われたときは、当該通知の際、原則として、副本の添付は行わないこととする。

別記第一号様式、第二号様式及び第二号様式の二中「区役所・建築指導事務所」を「建築指導事務所」に改める。



める。

別記第十七号様式中「建築指導事務所・区役所」を「建築指導事務所」に改める。
別記第十八号様式中「区役所・建築指導事務所」を「建築指導事務所」に改める。

別記第二十二号様式1中
(第 面)
区役所
建築指導事務所
を
建築指導事務所
に改める。

附 則

- この規則は、令和六年三月一日から施行する。
- この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都建築基準法施行細則別記第一号様式、第二号様式、第二号様式の二、第七号様式、第十七号様式、第十八号様式及び第二十二号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

東京都建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則を公布する。
令和六年二月二十九日
東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第九号

東京都建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

東京都建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則(平成九年東京都規則第一号)の一部を次のように改正する。

第二条中「經由しなければならない」を「經由することができる」に改める。

第十一条の次に次の一条を加える。

(電子申請に係る特例)

第十二条 規則又はこの細則の規定により、申請書等の正本及び副本を提出することとされる申請等が情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成十四年法律第五十一号)第六条第一項又は東京デジタルファースト条例(平成十六年東京都条例第四百七号)第六条第一項の電子情報処理組織を使用する方法(以下「電子申請」という。)により行われた場合において、申請書等のうち一通に記載すべき又は

記載されている事項を入力したときは、その他の同一内容の申請書等に記載すべき又は記載されている事項の入力がなされたものとみなす。

2 規則又はこの細則の規定により、申請書等の副本を添えて知事が行うこととされる通知に係る申請等が電子申請により行われたときは、当該通知の際、原則として、副本の添付は行わないこととする。

別記第一号様式及び第二号様式中「区・市・特別区」を「区市特」に改める。
別記第三号様式中「区」を削る。

別記第四号様式から第七号様式までの規定中「区・市・特別区」を「区市特」に改める。

附 則

1 この規則は、令和六年三月一日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則の様式（この規則により改正されるものに限る。）による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

東京都高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和六年二月二十九日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第十号

東京都高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行細則の

一部を改正する規則

東京都高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行細則（平成十年東京都規則第九十五号）の一部を次のように改正する。

第二条中「經由しなければならぬ」を「經由することができる」に改める。

第三条の二第二項、第四条及び第八条第二項中「建築主事」の下に「又は建築副主

事」を加える。

第十一条の次に次の一条を加える。

（電子申請に係る特例）

第十二条 規則又はこの細則の規定により、申請書等の正本及び副本を提出することとされる申請等が情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第六条第一項又は東京デジタルファースト条例（平成十六年東京都条例第四百七十七号）第六条第一項の電子情報処理組織を使用する方法（以下「電子申請」という。）により行われた場合において、申請書等のうち一通に記載すべき又は記載されている事項を入力したときは、その他の同一内容の申請書等に記載すべき又は記載されている事項の入力がなされたものとみなす。

2 規則又はこの細則の規定により、申請書等の副本を添えて知事が行うこととされる通知又は返還に係る申請等が電子申請により行われたときは、当該通知又は返還の際、原則として、副本の添付は行わないこととする。

別記第一号様式及び第一号様式の二中「区・市・特別区」を「区市特」に改める。

別記第二号様式中「区」を削る。

別記第三号様式中「区・市・特別区」を「区市特」に改める。

別記第四号様式中「区」を削る。

別記第五号様式、第六号様式及び第七号様式中「区・市・特別区」を「区市特」に改める。

別記第八号様式中「建築主事」の次に「又は建築副主事」を加える。

別記第九号様式、第十号様式及び第十二号様式1中「区・市・特別区」を「区市特」に改める。

(第 面)

「副主事」に改める。

「副主事」に改める。

附 則

1 この規則は、令和六年三月一日から施行する。ただし、第三条の二第二項、第四条及び第八条第二項並びに別記第二号様式、第四号様式及び第八号様式の改正規定は、同年四月一日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行細則別記第一号様式から第十号様式まで及び第十二号

様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

東京都都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和六年二月二十九日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第十一号

東京都都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

東京都都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則（平成二十四年東京都規則第五百十三号）の一部を次のように改正する。

第三条中「經由しなければならぬ」を「經由することができる」に改める。

第三条の二中「法」を「前条の規定により支庁長を經由して行われる法」に、「島しょ地域にあつては、認定申請及び変更認定申請」を「当該經由」に改め、「建築物の敷地の所在地を管轄する」を削る。

第五条中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」に改める。

第七条第二項、第八条、第九条第二項及び第十条中「建築主事」の下に「又は建築副主事」を加える。

第十五条の次に次の一条を加える。

（電子申請に係る特例）

第十六条 規則又はこの細則の規定により、申請書又は届出書（以下「申請書等」という。）の正本及び副本を提出することとされる申請又は届出（以下「申請等」という。）が情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第五百一十一号）第六条第一項又は東京デジタルファースト条例（平成十六年東京都条例第四百四十七号）第六条第一項の電子情報処理組織を使用する方法（以下「電子申請」という。）により行われた場合において、申請書等のうち一通に記載すべき又は記載されている事項を入力したときは、その他の同一内容の申請書等に記載すべき又は記載されている事項の入力がなされたものとみなす。

2 規則又はこの細則の規定により、申請書等の副本を添えて知事が行うこととされる通知、返還又は交付に係る申請等が電子申請により行われたときは、当該通知、返還又は交付の際、原則として、副本の添付は行わないこととする。

別記第三号様式、第五号様式及び第十一号様式中「~~〇〇〇〇~~」の次に「~~〇〇〇〇~~」を加える。

附 則

1 この規則は、令和六年三月一日から施行する。ただし、第五条、第七条第二項、第八条、第九条第二項及び第十条並びに別記第三号様式、第五号様式及び第十一号様式の改正規定は、同年四月一日から施行する。

2 前項ただし書に規定する改正規定の施行の際、この規則による改正前の東京都都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則別記第三号様式、第五号様式及び第十一号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

都市再生特別措置法に基づく都市再生安全確保計画に係る特例措置に関する事務施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和六年二月二十九日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第十二号

都市再生特別措置法に基づく都市再生安全確保計画に係る特例措置に関する事務施行細則の一部を改正する規則

都市再生特別措置法に基づく都市再生安全確保計画に係る特例措置に関する事務施行細則（平成二十五年東京都規則第八十四号）の一部を次のように改正する。

第三条を次のように改める。

第三条 削除

第五条及び第六条中「建築主事」の下に「若しくは建築副主事」を加え、「第十九条の十五第一項」を「第十九条の十七第一項」に、「第十九条の十六第一項」を「第十九条の十八第一項」に、「第十九条の十七第二項」を「第十九条の十九第二項」に改める。

第八条第五項中「第十九条の十七第一項」を「第十九条の十九第一項」に改める。

第九条第一項中「第十九条の十五第一項」を「第十九条の十七第一項」に、「第十九条の十六第一項」を「第十九条の十八第一項」に、「第十九条の十七第二項」を「第十九条の十九第二項」に改め、「建築主事」の下に「若しくは建築副主事」を加える。

第九条の次に次の一条を加える。

(電子申請に係る特例)

第十条 省令又はこの細則の規定により、申請書、協議書又は取下げ届(以下「申請書等」という。)の正本及び副本を提出することとされる申請、協議又は届出(以下「申請等」という。)が情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成十四年法律第百五十一号)第六条第一項又は東京デジタルファースト条例(平成十六年東京都条例第百四十七号)第六条第一項の電子情報処理組織を使用する方法(以下「電子申請」という。)により行われた場合において、申請書等のうち一通に記載すべき又は記載されている事項を入力したときは、その他の同一内容の申請書等に記載すべき又は記載されている事項の入力がなされたものとみなす。

2 省令又はこの細則の規定により、申請書等の副本を添えて建築主事若しくは建築副主事又は知事が行うこととされる通知又は返還に係る申請等が電子申請により行われたときは、当該通知又は返還の際、原則として、副本の添付は行わないこととする。

別記第一号様式中
 「建築主事 殿
 東京都知事 殿」
 を
 「建築副主事 殿
 東京都知事 殿」
 に改

める。

別記第二号様式及び第三号様式中
 「建築主事 印
 東京都知事 印」
 を

「建築主事

建築副主事

に改める。

東京都知事

別記第四号様式及び第五号様式中「建築主事

印」を

「建築主事
 建築副主事

に、「第19条の15第4項」を「第19条の17第4項」に改める。

別記第六号様式及び第七号様式中「印」を削り、「第19条の15第4項」を「第19条の17第4項」に改める。

別記第八号様式中「印」を削り、「第19条の16第3項」を「第19条の18第3項」に改める。

別記第九号様式中「第19条の17第1項」を「第19条の19第1項」に改め、「印」を削り、「第19条の17第3項」を「第19条の19第3項」に改める。

別記第十号様式中
 「建築主事 殿
 東京都知事 殿」
 を
 「建築副主事 殿
 東京都知事 殿」
 に改

める。

附則

1 この規則は、令和六年三月一日から施行する。ただし、第五条、第六条、第八条第五項、第九条第一項及び別記第一号様式から第十号様式までの改正規定は、同年四月一日から施行する。

2 前項ただし書に規定する改正規定の施行の際、同項ただし書に規定する改正規定による改正前の都市再生特別措置法に基づく都市再生安全確保計画に係る特例措置に関

する事務施行細則の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

東京都建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和六年二月二十九日

東京都知事 小池百合子

●東京都規則第十三号

東京都建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則の一部を改正する規則

東京都建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則（平成二十八年東京都規則第百六十五号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

東京都建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則

第一条中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（一）を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（一）」に、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令」に、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則」に改める。

第三条中「經由しなければならぬ」を「經由することができる」に改める。

第四条中「法第十二条第一項」を「前条の規定により東京都支庁長を經由して行われる法第十二条第一項」に、「島しょ地域にあつては、適合性判定、計画変更適合性判定、計画認定申請、計画変更認定申請、基準適合認定申請又は軽微変更証明」を「当該經由」に改め、「建築物の敷地の所在地を管轄する」を削る。

第九条第二項、第十条、第十一条第二項及び第十二条中「建築主事」の下に「又は建築副主事」を加える。

第十三条中「第三十一条第一項」を「第三十六条第一項」に、「向上の」を「一層の向上の」に改める。

第二十条の次に次の一条を加える。

（電子申請に係る特例）

第二十一条 規則又はこの細則の規定により、計画書、申請書又は届出書（以下「申請書等」という。）の正本及び副本を提出することとされる申請又は届出（以下「申請等」という。）が情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第六条第一項又は東京デジタルファースト条例（平成十六年東京都条例第百四十七号）第六条第一項の電子情報処理組織を使用する方法（以下「電子申請」という。）により行われた場合において、申請書等のうち一通に記載すべき又は記載されている事項を入力したときは、その他の同一内容の申請書等に記載すべき又は記載されている事項の入力がなされたものとみなす。

2 規則又はこの細則の規定により、申請書等の副本を添えて知事が行うこととされる返還又は交付に係る申請等が電子申請により行われたときは、当該返還又は交付の際、原則として、副本の添付は行わないこととする。

別記第一号様式中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に、

□ 他の建築物の合場	対象床面積	別表 三の一の(一)	別表 三の一の(一)	を
	m ²	日	日	

□ 他の建築物の合場	対象床面積	別表 三の一の(一)	別表 三の一の(二)	に
	m ²	日	日	

改める。

別記第一号様式の二中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に、

□ 他の建築物の合場	対象床面積	別表 三の二の(一)	別表 三の二の(一)	を
	m ²	日	日	

□ 他 の 建 築 物 の 合 場	対象床面積	別表 三の二の(一) ㎡	別表 三の二の(二) 円
--	-------	-----------------	-----------------

に
改める。

別記第一号様式の三から第三号様式までの規定中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改める。

別記第四号様式中「建築主事」の次に「又は建築副主事」を加え、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改める。

別記第五号様式中「東京都建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則」を「東京都建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則」に改める。

別記第六号様式中「建築主事」の次に「又は建築副主事」を加え、「東京都建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則」を「東京都建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則」に改める。

別記第七号様式中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改める。

別記第八号様式中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」及び「向上の」を「一層の向上の」に改める。

別記第九号様式から第十二号様式までの規定中「東京都建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則」を「東京都建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則」に改める。

別記第十三号様式及び第十四号様式中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改め、「建築主事」の次に「又は建築副主事」を加える。

別記第十五号様式から第十九号様式までの規定中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行

規則」に改める。

附 則

- この規則は、令和六年四月一日から施行する。ただし、第三条及び第四条の改正規定並びに第二十条の次に一条を加える改正規定は同年三月一日から、第十三条の改正規定は公布の日から施行する。
- この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

東京都長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和六年二月二十九日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第十四号

東京都長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

東京都長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則（平成二十一年東京都規則第九十八号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「経由しなければならない」を「経由することができる」に改め、同条第二項中「又は支庁長」を削り、同条に次の一項を加える。

3 前項に規定する所在地が島しょ地域である場合にあつては、当該所在地を管轄する支庁長を経由することができる。

第四条中「法」を「前条第一項又は第三項の規定により支庁長を経由して行われる法」に、「島しょ地域にあつては、」を「当該」に改める。

第九条第二項、第十条及び第十一条第二項中「建築主事」の下に「又は建築副主事」を加える。

第十四条の次に次の一条を加える。
(電子申請に係る特例)

第十五条 規則又はこの細則の規定により、申請書又は届出書（以下「申請書等」という。）の正本及び副本を提出することとされる申請又は届出（以下「申請等」という。）が情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第六条第一項又は東京デジタルファースト条例（平成十六年東京都条例第百四十七号）第六条第一項の電子情報処理組織を使用する方法（以下「電子申請」という。）により行われた場合において、申請書等のうち一通に記載すべき又は記載されている事項を入力したときは、その他の同一内容の申請書等に記載すべき又は記載されている事項の入力がなされたものとみなす。

2 規則又はこの細則の規定により、申請書等の副本を添えて知事が行うこととされる通知又は返還に係る申請等が電子申請により行われたときは、当該通知又は返還の際、原則として、副本の添付は行わないこととする。

別記第一号様式及び第三号様式中「**備考出書**」の次に「**又并備考出書**」を加える。

附 則

1 この規則は、令和六年三月一日から施行する。ただし、第九条から第十一条まで並びに別記第一号様式及び第三号様式の改正規定は、同年四月一日から施行する。

2 前項ただし書に規定する改正規定の施行の際、同項ただし書に規定する改正規定による改正前の東京都長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則別記第一号様式及び第三号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

発行所
東京都新宿区西新宿二丁目八番一號
電話 〇三(五三二二)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定 価
本号 三〇円
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所
勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七號
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001

